



交通安全情報 52

ストップ・ザ・交通事故

平成29年11月29日
警察本部交通部
交通総合対策センター

胆振総合振興局管内で 飲酒運転根絶緊急対策 の実施が発表!!

平成29年11月29日、胆振総合振興局長から、同振興局管内における「飲酒運転根絶緊急対策」の実施が発表されました。

北海道飲酒運転の根絶に関する条例に基づくもの。

対策地域

胆振総合振興局管内 ~同管内では、初めての実施~

登別市において、飲酒運転車両による歩行者被害の交通死亡事故が発生したため。

対策期間

11月29日(水)から12月5日(火)までの7日間

主な対策実施内容

胆振総合振興局、自治体などの交通安全関係機関・団体が中心となり、飲酒運転根絶に向けた広報・啓発、街頭指導活動を実施します。

北海道警察では、飲酒運転取締活動を強化します。

北海道飲酒運転の根絶に関する条例

第16条（緊急対策期間及び重点対策地域）

知事は、飲酒運転の発生状況に鑑み緊急に飲酒運転を防止するための措置を強化する必要があると認めるときは、緊急対策期間を設定し、当該緊急対策期間において、公安委員会、市町村その他関係機関と連携協力して飲酒運転を根絶するための取組を推進するものとする。

2 知事は、前項の規定による緊急対策期間の設定に当たっては、飲酒運転を根絶するために特別の措置を講ずべき地域を重点対策地域として指定するものとする。

**「飲酒運転をしない、させない、許さない」
一人ひとりが強い気持ちで根絶を!!**

